



富山から世界へ

**富山くすりコンソ**

産学官共創プラットフォーム

令和7年度

富山県地方大学・地域産業創生事業費補助金

実用化総合支援プログラム

(「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアム 研究開発事業)

募集要項

令和7年2月

富山県厚生部くすり振興課くすりコンソーシアム推進係

「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアム運営事務局

## 目次

1. 概要と目的	1
2. 富山くすりコンソの取組方針	1
3. 申請対象者	3
4. 申請対象テーマ	3
5. 補助期間と補助額等	4
6. 補助対象経費	5
7. スケジュール	7
8. 選定方法・評価基準	7
9. 申請提出書類	9
10. 知的財産権の取扱い	9
11. 留意事項等	10
12. 申請受付・問合せ窓口	13
【別紙1】知的財産の取扱いに関する覚書の主な内容	14

## 1. 概要と目的

本補助金事業は、富山県が運営する産学官共創プラットフォームである「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアム（以下「富山くすりコンソ」）の参画機関のうち、富山大学、富山県立大学、富山県薬事総合研究開発センターが有する医薬品関連分野における研究シーズについて、将来的に実用化が見込まれるものを発掘・評価し、研究成果の実用化を推進することで本県医薬品産業の振興、並びに産学官連携の発展を図ることを目的としています。本補助金事業は、「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアム運営事務局（以下「くすりコンソ事務局」）と研究機関とが協力して策定する研究戦略、知財戦略、及び実用化戦略を実行するための研究開発費を補助するとともに、経験豊富な専門家を含む富山くすりコンソ支援チームと研究者とが協力することで、研究から実用化までを切れ目なく遂行する「実用化総合支援プログラム」です。

## 2. 富山くすりコンソの取組方針

富山くすりコンソでは本県医薬品産業の発展に向けて、平成 30（2018）年度から「人材育成事業」と「研究開発事業」を柱として取組みを進めています。このうち、本実用化総合支援プログラムを提供する研究開発事業は、医薬品関連分野における

- ・製薬＝競争力のある医薬品生産体制を作る
- ・創薬＝画期的な新薬を生み出す

という2つの“つくる”に焦点をあてて研究テーマを選定し、「実用化というゴール」に向けて、基礎／応用研究から製品開発までの様々なフェーズにおいて必要な支援を行うものです。

[参考] 富山くすりコンソでこれまでに取り組んできた主な研究テーマ

<製薬＝競争力のある医薬品生産体制を作る>

- 注射剤・経口剤の粘膜吸収製剤への応用
- 医薬品製造品質管理などに役立つ迅速無菌検査法
- 植物由来の有機分子触媒の開発と医薬品合成
- 小児や高齢者が服用しやすいミニタブレットの開発

<創薬＝画期的な新薬を生み出す>

- パクリタキセル誘導筋肉痛・関節痛に関する芍薬甘草湯の効果に関する医師主導治験
- 経鼻投与ワクチンの実用化とウイルス感染の予防に向けた研究（高齢者に有効なワクチンの開発）
- 免疫代謝の調節による生活習慣病の予防研究（イソリクイリチゲニンと関連物質による糖尿病予防効果）

※ 富山くすりコンソ 「研究開発」

<https://kusuri-consortium.jp/rad/>

## ○ 支援チームによる実用化総合支援プログラムの実施について

上述のとおり、実用化総合支援プログラムでは、実用化に向けた研究開発戦略の立案から実行に至るまで、くすりコンソ事務局と研究機関が協力して実施することを特徴としています。採択されたテーマについては、富山くすりコンソの正・副事業責任者と研究機関が協力して実用化に向けた戦略を策定し、くすりコンソ事務局がその戦略に基づき支援チームを結成します。研究開発の実施主体は各研究機関ですが、研究者と支援チームは、定期的な研究会議において情報共有と意見交換を行い、戦略を遂行するための具体的なアクション（研究開発の内容を含む）の明確化、規制対応、タイムスケジュールの作成と管理、外部機関との交渉や契約、導出先企業の探索などを実施します。主な支援項目は以下の一覧をご参照ください。

### （主な支援項目）

- ・ 実用化モデルの策定、課題の抽出
- ・ 実用化戦略・研究戦略・知財戦略の検討
- ・ 研究計画の策定、精緻化
- ・ 特許出願や契約関係など知財法務業務の支援
- ・ 共同研究企業の探索（個別企業の紹介）
- ・ 研究成果等の情報発信（コンソホームページ、SNS、メルマガ等を用いた技術紹介活動）
- ・ 展示会等イベントへの出展
- ・ 実用化に向けた各種相談への対応 など

### （事業化サポーターについて）

くすりコンソ事務局は、研究成果の実用化に必要な人材として、医薬品の研究開発から上市に至るまでの様々なステージの経験者や弁護士・弁理士など、経験豊富な各種専門家を事業化サポーター※として擁しています。事業化サポーターは、実用化総合支援プログラムにおいて、アカデミアにおける研究成果を実用化するための道筋を明確にする役割を担っています。くすりコンソ事務局は、必要に応じて支援チームに事業化サポーターを加えることで、研究成果の実用化支援を行います。

※ 富山くすりコンソ 「事業化サポーター」

<https://kusuri-consortium.jp/organization/>

### 3. 申請対象者

富山くすりコンソの参画機関のうち、富山大学、富山県立大学、富山県薬事総合研究開発センターを対象（申請対象機関）とします。当該機関に所属する研究者を研究代表者として申請してください（大学院生、学部学生は研究代表者になることはできません）。

なお、対象機関以外が参画する共同研究グループを構成する場合には、申請対象機関がその研究テーマの実施を中核的に担うことを必須とします。

### 4. 申請対象テーマ

以下の条件をすべて満たす研究テーマとします。

- 「1. 概要と目的」及び「2. 富山くすりコンソの取組方針」に適合すると認められる研究テーマであって、実用化総合支援プログラムによる支援を受け入れ可能である。
- 医薬品関連分野における研究テーマであって、得られた研究成果について将来的に県内医薬品産業界の発展に資すること又は県内製薬企業への成果展開が見込まれる
- 本申請内容と同一の研究者による、実質的に同一の内容とみなされる研究テーマで、他の補助金や助成金等の交付を受けていない。
- バックグラウンド IP<sup>※1</sup>が申請時点で既に存在する場合は、当該知的財産権が実用化総合支援プログラムにおける実用化のための実施許諾ができる<sup>※2</sup>。ただし、申請時点において研究代表者が認識していない知的財産権については、本項の対象としない。

#### ※1 バックグラウンド IP

本研究テーマの研究代表者又は研究参画者が、所属する機関において既に保有する知的財産権のうち、本研究テーマの実用化において実施許諾が必要と見込まれる知的財産権を指します。知的財産基本法に定義されているもののほか、出願中の産業財産権、実施許諾や譲渡可能な研究成果データ、ノウハウも含まれます。

（なお本補助金事業においては、上記以外に、本補助金事業での取組み開始後に本補助金事業とは無関係に保有するに至った知的財産権もバックグラウンド IP に含まれます。）

※2 実用化に必要な知的財産権が、第三者の知的財産権であるとき、第三者との共有知的財産権であるとき、第三者へ独占的に実施許諾されている又は実施権の許諾が契約上又は事実上予定されている知的財産権であるとき、第三者に対する秘密保持義務により他者に開示できないときなど、当該知的財産権が実用化総合支援プログラムにおける実用化の阻害要因となる場合には、研究テーマとして支援の対象とならない可能性があります。

※ P11の「⑨バックグラウンド IP の実施責任等」も参照

## 5. 補助期間と補助額等

	カテゴリー 1	カテゴリー 2
分野	医薬品関連分野における研究テーマであって、県内医薬品産業界の発展に資する、又は県内製薬企業への成果展開が見込まれるもの (例) ・ 医薬品等の研究開発 ・ 医薬品及び関連分野の製造、評価等に関する研究 (DX 活用を含む)	
医薬品分野において想定される開発フェーズ	基礎研究から応用研究を目指す段階にある研究計画	応用研究から非臨床試験・臨床試験等の製品開発段階にある研究計画
補助期間 予定件数	最長2か年度 4件まで	最長3か年度 1件
補助率	補助対象経費の10/10以内	補助対象経費の10/10以内
補助額	1件あたり500万円/年を上限 (間接経費を含む)	1件あたり2,500万円/年を上限 (間接経費を含む)

- ・ 補助期間及び補助額については、申請された研究テーマの内容・計画等を審査し決定します。
- ・ 補助期間は、計画の内容等を勘案して決定しますので、申請どおりにならない場合があります。  
 カテゴリー1：1か年度～2か年度  
 カテゴリー2：1か年度～3か年度
- ・ 2か年度目以降の補助については、当該年度の県予算成立を前提とするとともに、研究の取組み実績や進捗状況等を勘案して決定します。
- ・ 富山県薬事総合研究開発センターが申請機関となる場合は、県予算からの直接執行による支出となります。

## 6. 補助対象経費

- 補助対象経費は、補助事業で直接必要な経費として明確に区分できるもので、証拠書類によって経費の必要性及び金額の妥当性を確認できるものとします。
- 消費税及び地方消費税については、本補助金事業の申請対象機関が以下に掲げる事業者であることから、補助事業の遂行に支障を来すことのないよう、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、申請機関が消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。
  - ・消費税法別表第3に掲げる法人
  - ・地方公共団体

経費区分	内 容
補助員等 人件費	本研究テーマに補助的な立場で直接従事する者の新たな雇用に係る経費 注) 既存の人件費の振替は認められません。
謝金	講演依頼、被験者、通訳・翻訳、データ入力業務などの単純労働等に係る謝金等の経費
旅費	本研究テーマに直接関与する者が研究テーマの取組のために要する国内外旅費 ※研究計画に記載された研究代表者及び研究参画者に限ります。 ※所属する機関の旅費規程等により算定された経費を対象とします。
設備備品費	本研究テーマの遂行に必要な研究用設備・備品・試作品等の購入に要する経費 ※耐用年数1年以上かつ取得単価が10万円(税込)を超えるもの。ただし、汎用性の高いパソコンや事務用品等は経費として認められません。 ※補助対象経費(実績額)の20%以内とします。 ※本経費について、交付決定後の増額を伴う変更は原則として認められません。
消耗品費	本研究テーマの遂行に必要な研究用試薬・材料・消耗品、ソフトウェア(既製品)、文献等の購入に要する経費 ※耐用年数1年未満、又は取得単価が10万円(税込)以下のもの。ただし、過剰な数量の発注など補助事業として相応しくないと判断される場合は経費として認められません。

<p>委託研究等 経費</p>	<p>本研究テーマの遂行に必要な試験等を委託するために要する経費で、事業者への業務委託費や、第三者との共同研究費又は委託研究費等</p> <p>※委託先との契約の締結が必須となります。締結した契約書の写しをくすりコンソ事務局まで提出していただきます。</p> <p>※委託先と契約を締結しようとする際には、事前にくすりコンソ事務局の同意を得たうえで、契約の内容について同事務局での専門家による法務確認を受けてください。</p> <p>※共同研究により実施する際には、支援実施者である富山県を契約者に含む「富山くすりコンソに基づく共同研究契約」の締結が必要です。共同研究として申請する場合には、申請前に共同研究先に対して実用化総合支援プログラムの内容を説明した上で必ず共同研究先の同意を得てから申請してください。</p> <p>※本補助金事業の採択後に、申請書に記載のない第三者と新たに共同研究を行う場合には、計画変更について事前にくすりコンソ事務局の同意を得てください。</p> <p>※共同研究以外の業務委託等において、申請機関の規定により契約締結が不要となる場合は、発注書及び仕様書等の発注の内容が分かる書類一式について、事前にくすりコンソ事務局の確認を受けてください。</p>
<p>その他</p>	<p>その他、本研究テーマを遂行するためにくすりコンソ事務局が必要と認める経費</p> <p>例) 本研究テーマの遂行に要する研究用設備等の修理費用、本研究成果の発表費用(学会参加費、論文翻訳費用、論文投稿料、論文別刷費用等)、会議費、運搬費、機器リース・レンタル費用等</p>
<p>間接経費</p>	<p>直接経費(上記の経費区分:補助員等人件費、謝金、旅費、設備備品費、消耗品費、委託研究等経費、その他)の合計額に対して一定比率(30%を上限)で手当され、本補助金による研究テーマの実施に伴う申請機関の管理等に必要な経費として、申請機関が使用する経費</p> <p>※「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針(令和5年5月31日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)」に基づき、申請機関の長の責任のもとで適正な執行を行ってください。  <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1337573.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1337573.htm</a></p> <p>※間接経費の額は、補助金交付決定時に設定された間接経費率に基づき、直接経費の執行額(実績額)に応じて金額が確定されます。</p>



## ■注意事項：富山くすりコンソ「知的財産管理費補助金」の対象経費について

本補助金事業に採択された研究テーマは、自動的に富山県地方大学・地域産業創生事業知的財産管理費補助金の対象となります。本補助金事業に採択された研究テーマに関連する以下に掲げる経費は、本補助金ではなく、富山くすりコンソの「知的財産管理費補助金」の対象経費として申請してください。なお、知的財産管理費補助金の交付を申請するには「富山県地方大学・地域産業創生事業知的財産管理費補助金における知的財産管理費取扱要領」に従った手続きが、別途必要となります。

経費区分	内 容
知的財産権に関する経費	<ul style="list-style-type: none"><li>以下の知的財産権の取得・維持に要する費用<ul style="list-style-type: none"><li>① 本研究テーマの研究成果に基づく知的財産権（コンソ IP）</li><li>② バックグラウンド IP</li></ul></li><li>その他、知的財産に関する調査等に要する費用</li></ul>

## 7. スケジュール

### (1) 申請書類受付期間

令和7年2月18日（火）～令和7年3月21日（金）15時（厳守）

### (2) 書面評価

令和7年3月下旬（予定）

### (3) 面接評価（書面評価を通過したテーマのみ）

令和7年4月7日（月）、8日（火）、又は11日（金）※

※ 申請書類を提出いただく際に、あらかじめ面接評価の希望日時を確認します。

### (4) 結果のご連絡

令和7年4月下旬以降

## 8. 選定方法・評価基準

### (1) 選定方法

- 富山くすりコンソの事業責任者等及び有識者により、下記の「(2) 評価基準」に基づき書面評価及び面接評価を行います。この評価結果をもとに、くすりコンソ事務局が研究テーマを選定します。
- 研究テーマ選定にあたり、くすりコンソ事務局が必要と判断した場合は知的財産権等

に関する調査を行う場合があります。なお、調査結果については研究代表者へフィードバックします。

- 本補助金の交付決定にあたっては、上記の評価結果等をふまえて研究代表者に対して、目標や実施計画、実施体制等の修正を求めることや、経費の額の変更等を伴う交付条件を付す場合があります。
- 新規研究テーマ選定に係る途中経過についての問合せには応じられません。
- 選定された個々の研究テーマに関する情報（研究テーマ名、研究代表者の所属機関・役職・氏名、選定された年度、カテゴリ、研究実施期間）は、富山くすりコンソホームページへの掲載等により公開します。

## (2) 評価基準

評価項目	内容
本プログラム対象要件該当性	本募集要項の「3. 申請対象者」及び「4. 申請対象テーマ」に定める要件に適合するか
独創性・革新性・優位性	先行事例と比較して独創性、革新性、優位性の面で強みを有しているか
研究実施体制	目標達成に向けて、研究代表者を中心とする適切な体制となっているか
研究計画及び目標設定の具体性・妥当性	研究計画の内容及び設定された目標が具体的かつ適切であり、エビデンスを伴っているか
実用化可能性	実用化の具体的なイメージとその実現可能性の見込みが示されているか
知財確保の可能性	実用化に向けて、競合優位性を保つための知財を現在確保しており、又は将来新規に特許出願することで確保できる可能性があるか。また当該知財の活用が見込みが示されているか
研究経費の妥当性	研究経費の内訳、支出計画等は妥当であるか
その他、総合的に勘案すべき事項	生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか※ 研究代表者等のエフォートは適切であるか 本研究テーマに関連する経験・実績を十分に有しているか

※ 文部科学省 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/lifescience/bioethics/seimeikagaku\\_igaku.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/lifescience/bioethics/seimeikagaku_igaku.html)

## 9. 申請提出書類

- ① 新規研究テーマ申込書（様式1）
- ② 研究計画書（様式2）
- ③ 収支予算書（様式3）

## 10. 知的財産権の取扱い

本補助金事業に関連して、富山県と富山大学、並びに富山県と富山県立大学との間でそれぞれ締結された、知的財産の取り扱いに関する包括的な合意である「知的財産の取扱いに関する覚書」を締結しています。申請機関は、本補助金事業への申請により、本補助金事業に採択された研究テーマに関連する知的財産（バックグラウンド IP※及び本補助金事業による研究成果に基づく知的財産を含む）の取扱いについて、「知的財産の取扱いに関する覚書」の規定に従うこととします。

※ バックグラウンド IPについてはP3 参照

本補助金事業はくすりコンソ事務局を軸に県内研究機関の研究成果の実用化を目指す取り組みであり、企業への実施許諾または譲渡に資する利活用性の高い知的財産権の創出とその活用を支援するとともに、参画機関から富山くすりコンソの運営にご負担をいただきながら本県における研究成果の実用化支援の取り組みを持続的に行うものです。

（別紙1 参照）

## 11. 留意事項等

本補助金への申請にあたっては、あらかじめ以下の留意事項についてご確認のうえ、ご了承くださいますようお願いいたします。

○本募集は、富山県の令和7年度当初予算の成立を前提に、年度開始前の準備行為として行うものです。そのため、議決結果によっては募集内容や上限額等に変更が生じたり、事業が中止になる場合があります。

### ○補助金交付を受ける者の責務

#### ① 法令等の遵守

申請機関は、関係する国の法令等を遵守するとともに、本補助金の交付決定内容及びこれに付した条件、並びに本補助金の交付に係る留意事項に従って、適正かつ効率的に事業を実施してください。

#### ② 不正行為への対応

申請機関は、研究活動における捏造、改ざん等の不正行為、及び研究費の不正な使用や不正な受給を防止するため必要な措置を講じてください。また、本研究テーマについての利益相反状態の適切な管理に努めてください。

#### ③ 富山くすりコンソの正副事業責任者、くすりコンソ事務局との連携

本補助金事業においては利活用性の高い知的財産の創出及びその実用化を図ることを目的としています。本補助金事業の研究テーマに参画する研究者やコーディネータ等の担当者（以下「参画研究者等」）は、当該目的並びに富山くすりコンソによる実用化総合支援プログラムの趣旨をふまえつつ、研究テーマにおける研究戦略・知財戦略・実用化戦略の策定や、研究テーマの推進にあたっては、正副事業責任者の統括のもと、くすりコンソ事務局と十分に情報共有しながら連携協力して取り組んでください。

#### ④ 事業化サポーターとの連携

くすりコンソ事務局が事業化サポーター<sup>※</sup>への準委任により、研究テーマへの指導・助言等の支援を実施する場合には、参画研究者等は、事業化サポーターとの綿密かつ良好なコミュニケーションに努めるとともに、十分に情報共有しながら連携協力して各研究テーマを推進してください。

※ 事業化サポーターについてはP2 参照

#### ⑤ 研究会議の開催

参画研究者等は富山くすりコンソの正副事業責任者、事業化サポーター、くすりコンソ事務局等との情報共有のため、研究会議等の意見交換の機会を設けてください。

#### ⑥ 契約内容の同意

本補助金事業において第三者と各種契約を締結しようとする際には、事前にくすりコンソ事務局の同意を得たうえで、契約の内容について同事務局の専門家による確認

を受けてください。また、締結した契約書の写しを提出していただきます。

#### ⑦ 共同研究契約の締結

本補助金事業において第三者と共同研究を行う際には、富山県を契約者に含む「富山くすりコンソに基づく共同研究契約」を締結してください。契約内容や条件等の説明・すり合わせなどの契約交渉はくすりコンソ事務局が支援します。

なお、本補助金事業の採択後に、申請書に記載のない第三者と新たに共同研究を行う場合には、計画変更について事前にくすりコンソ事務局の同意を得てください。

#### ⑧ 知的財産権の取扱い

上記「10. 知的財産権の取扱い」のとおりです。

#### ⑨ バックグラウンド IP<sup>※1</sup>の実施責任等

⑨-1：申請時点においてバックグラウンド IP が既に、

- 1) 第三者との共同特許出願又は共有特許権である
- 2) 第三者に対して既に実施権が許諾されている、又は実施権の許諾が契約上又は事実上予定されている特許出願又は特許権である
- 3) その他の理由により同様の権利が第三者に付与されている知的財産権である
- 4) 第三者に対する秘密保持義務により他者に開示できない

などの理由により本補助金事業における研究成果の実用化の阻害要因となる場合には、本補助金事業への申請要件を具備しませんのでご注意ください<sup>※2</sup>。

また、本補助金事業への採択後にバックグラウンド IP が、前述の 1)～4) などの理由により本補助金事業における実用化の阻害要因となる場合には、補助金の額が減額され、又は本補助金事業から除外されることがあります。

⑨-2：採択された研究テーマについてバックグラウンド IP が存在する場合に、バックグラウンド IP に関する出願、特許庁への対応、第三者との契約、その他のバックグラウンド IP の権利内容や実施許諾可能性が変動するような取り扱いを行う場合には、速やかにくすりコンソ事務局に対して協議を申し込んでください。

当該バックグラウンド IP の取り扱いについて申請機関がくすりコンソ事務局との協議を行わないときには、申請機関には、当該バックグラウンド IP の維持管理及び実施許諾又は譲渡の実現について責任を負っていただきます。なお、本責任は申請機関が通常の知財費用として負担可能な範囲の手続を超える手続や費用負担を求めるものではありません。

※1 バックグラウンド IP については P3 参照

※2 P3 の「4. 申請対象テーマ」参照

#### ⑩ 実地検査への対応

本補助金事業の進捗状況確認のため、くすりコンソ事務局が必要と判断した場合は実地検査を行う場合があります。検査を行う場合は事前に通知のうえ、ご用意いただく書類等について担当者からご案内します。

なお、実地検査は当該研究テーマが本補助金事業の趣旨に沿って目標達成を目指すにあたり、くすりコンソ事務局が適正な予算執行をサポートすることで、より良い成

果創出につなげていくことを目的として実施するものです。ご理解ご協力のほどお願いいたします。

⑪ 研究評価委員会での報告

本補助金事業期間中に研究評価委員会を実施します。研究代表者より、研究の取組実績や進捗状況等を研究評価委員会に対して報告（プレゼンテーション）していただき、委員会において助言等を行います。なお、当初の研究計画と進捗状況に著しい乖離が認められるなど評価結果によっては研究計画の見直しや中止を行う場合がありますので留意してください。研究評価委員会は守秘義務を負った関係者のみのクローズド開催となります。

⑫ 報告書の提出と研究報告会

本補助金事業終了後に、研究の取組実績や進捗状況等について記載した報告書を提出してください。また、研究代表者は研究報告会において発表（プレゼンテーション）していただきます。研究報告会は守秘義務を負った関係者のみのクローズド開催となります。

※ 報告書及び研究報告会の詳細については、あらためてくすりコンソ事務局からご連絡いたします。研究内容により守秘義務や機密事項がある場合は可能な範囲で発表してください。

⑬ 研究概要・研究成果の公表等

本研究テーマの研究概要や研究成果の公表を希望する場合には、秘密保持義務等の確認のため、公表の目的・場所及び内容についてくすりコンソ事務局へ事前にご相談ください。

くすりコンソ事務局において本研究テーマの研究概要や研究成果の公表を行う場合には、事前に研究代表者及び所属する機関へ確認を行いますのでご協力をお願いします。くすりコンソ事務局による公表は本補助金事業期間終了後となる場合もあります。

なお、本研究成果の発表（論文、学会等）の実績や本研究テーマに関連する大学院生・学部学生の卒業後の進路状況など、くすりコンソ事務局による状況調査にご協力をお願いします。

⑭ 補助金事業終了以降の報告義務

本補助金事業年度終了後3年間は、研究の取組実績や進捗状況等について、くすりコンソ事務局の定める様式・期日にて報告をしていただきます。

⑮ 補助金事業終了以降のフォローアップ支援

くすりコンソ事務局では、本補助金事業の終了後も、引き続き実用化に向けたフォローアップとして、以下のような支援を行います。

（主なフォローアップ支援の例）

- ・ 研究会議への参加（情報提供、助言）
- ・ 共同研究企業の探索（個別企業の紹介）
- ・ 研究成果等の情報発信（コンソホームページ、SNS、メルマガ等を用いた技術紹介活動）

- ・ 展示会等イベントへの出展
- ・ 実用化に向けた各種相談への対応 など

研究代表者がフォローアップ支援に同意する場合には、研究代表者が所属する研究機関と富山県とでフォローアップ支援に係る契約を締結することとなります。なお、フォローアップ支援期間において研究代表者が第三者と共同研究により研究テーマに基づく研究開発を継続する場合には、当該第三者・研究代表者が所属する研究機関・富山県とでフォローアップ支援に係る契約を締結することとなります。

※ 研究テーマの状況等によりフォローアップ支援の対象とならない場合があります。

## 12. 申請受付・問合せ窓口

富山県厚生部くすり振興課くすりコンソーシアム推進係  
(「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアム運営事務局)

〒930-8501

富山市新総曲輪 1 - 7

電 話 : 076-444-3943

メール : ml-kusuri-toyama@pref.toyama.lg.jp

## 【別紙 1】

### 知的財産の取扱いに関する覚書の主な内容

#### 知的財産権の帰属

- ・ 富山くすりコンソの研究開発事業で得られた知的財産権は、原則、発明者が所属する機関に帰属する。

#### 知的財産権の出願

- ・ 大学は、発明等が生じた場合には、県へ通知する。
- ・ 大学は、以下の場合については、事前に県と協議する。
  - 出願等を行うか否かを決定するとき。
  - 出願後に当該出願を放棄又は取り下げるとき。
  - 出願等以外の権利保全の手続が生じたとき。
- ・ 大学は、県が必要であると認めた場合には、原則として出願等を行い、又は出願等を維持する。ただし、富山くすりコンソの「知財管理費」を使用できない場合は、この限りではない。

#### 出願等費用

- ・ 出願に係る費用及び権利保全の手続に要する費用は、大学が負担する。
- ・ 富山くすりコンソの「知財管理費」を使用する場合は、同取扱要領に定める執行条件等を満たすこととする。

#### 特許調査・市場調査

- ・ 大学は、「知財管理費」を使用して、先行技術調査、非侵害性調査、市場性評価を県と協力して行うことができる。
- ・ 富山くすりコンソの「知財管理費」を使用する場合は、同取扱要領に定める執行条件等を満たすこととする。

#### 企業への実施許諾又は譲渡

- ・ 大学は、本知的財産権の企業への実施許諾又は譲渡を有償にて行うものとする。

#### 報酬の支払い

- ・ 大学は、本補助金事業の実施期間に関わらず、本知的財産権が実施許諾又は譲渡されたことにより対価を得た場合は、県と協議の上、県の貢献度を考慮した上で、合理的な範囲で対価の一部を県へ支払う。